

新規加盟予定10カ国のEU加盟交渉 結果に関する報告書

ブリュッセル・センター

ジェトロ・ブリュッセルでは、加盟条約草案への包括的なガイドとなる欧州委員会報告書を仮訳し、概要をとりまとめた。同報告書は欧州委員会の関係部署が、加盟交渉の全項目を取り上げ、加盟条約草案に盛り込まれた各案件の要旨をまとめ、作成したもので、情報提供のみを目的としたものである。加盟交渉承認の条件と基盤であるEU条約とを調整するために、加盟交渉での合意内容本文は、加盟条約草案自体に明記されている。

目 次

第1章：モノの自由移動	100
第2章：人の自由移動	101
第3章：サービス提供の自由	101
第4章：資本の自由移動	102
第5章：会社法	103
第6章：競争政策	103
第7章：共通農業政策	104
第8章：共通漁業政策	110
第9章：運輸政策	111
第10章：税制	113
第11章：経済通貨同盟	114
第12章：統計	114
第13章：社会・雇用政策	114
第14章：エネルギー	115
第15章：産業政策	115
第16章：中小企業	115
第17章：科学・研究	115
第18章：教育・職業訓練	115
第19章：電気通信・情報技術	115
第20章：文化・視聴覚政策	115

Report 6

第21章：地域政策	115
第22章：環境	118
第23章：消費者保護・健康衛生	121
第24章：司法・内務協力	121
第25章：関税同盟	121
第26章：対外関係	122
第27章：共通外交安全保障政策	122
第28章：財政規律	122
第29章：財務・予算規定	122
第30章：機構	123
第31章：その他	124
加盟条約に対する宣言	127

全ての新規加盟国は以下に掲げる特定の取り決めに従い、加盟日から、各章に基づいてアキ・コミュニテールを導入し、実施するものとする。合意された移行措置では、期間と適用範囲が限定されている。それらは章によってはアキ・コミュニテールを実施するための明確な計画を伴う。

第1章：モノの自由移動

人と動物に使用する医薬品に関する共同体規約（指令2001/82/EC並びに2001/83/EC）

キプロス、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロベニアは、以前の法律の下で承認され、アキ・コミュニテールに準拠しない販売承認が加盟日後も有効性を維持している製品に関し、販売承認の基準を上げる準備のための移行措置が認められた。それらの製品が関連するアキ・コミュニテールに準拠した承認を受けていない限り、加盟国はそれらを市場に出すことを禁じる権利を持つ。移行措置の有効期間は次の通りである。

キプロス - 2005年12月31日まで

リトアニア - 2007年1月1日まで

マルタ - 2006年12月31日まで

ポーランド - 2008年12月31日まで

スロベニア - 2008年12月31日まで

医療機器（指令90/385/EEC）

ポーランドに対し、医療機器の販売承認に関する移行措置が認められた。指令90/385/EECの国内法制化が実施される前にポーランドの法律の下で発給され、加盟日以降も有効期間がある医療機器販売承認は、その期限日か2005年12月31日のどちらか早い日まで有効とする。指令90/385/EEC第5条に対する例外として、加盟国には、これらの規定にまだ準拠していない販売承認を認める義務はない。指令93/42/EEC第5条並びに指令98/79/EC第5条についても、同様の取り決めについて合意されている点に留意すること。

人による消費を意図したココアとチョコレート製品（指令2000/36/EC）

マルタはその領土内で、指令2000/36/ECの第5項で言う製品を示すために、「ミルクチョコレート」という用語の使用を許可することができる。ただし、その用語を使用する全ての場合において、指令に定める書式で、各製品について規定されるドライミルク固形物の量の表示がつけられることを条件とする。

食糧中の特定汚染物質の最高レベル（規則466/2001/EC）

現加盟国の一部で導入された移行措置に沿って、規則（EEC）315/93第8条に規定され

た手続きに従い、欧州委員会はエストニアに対し、2006年末まで、定められたダイオキシン上限を超えるバルト海産魚類を市場に出すことを許可する特例を認めることができる。ただし、次の事項を条件とする。

- エストニアは、エストニア国内での人の平均ダイオキシン暴露レベルがEUにおける現在の平均レベルを上回らないことを実証しなければならない。
- エストニアは潜在的な健康への危険性を回避するために、消費者、特に国民の中で影響を受けやすい集団に全面的に情報を提供するための情報システムが設置されていることを実証しなければならない。
- エストニアはそのような魚類または魚類加工品が他の加盟国で販売されないことを保証するために必要な措置を実施しなければならない。
- エストニアはバルト海産魚類中のダイオキシン・レベルの監視を実施し、その結果を毎年欧州委員会に報告しなければならない。

第2章：人の自由移動

新規加盟国から現加盟国への労働者の自由移動に係る次の措置が、マルタとキプロスを除く全ての加盟する国について合意された。

現加盟国による国内措置が新規加盟国に対し適用されるのは2年間。これら国内措置の開放度に応じて、完全な労働市場へのアクセスという結果につながるかもしれない。

2年後に再検討が行われる。ひとつは加盟2年目が終了する前に自動的に行われる再検討で、もう一つは、影響を受ける新規加盟国の要求により行われる再検討である。この手続きには欧州委員会による報告が含まれるが、アキ・コミュニテールを適用するかどうかの決定は現加盟国の判断に委ねられる。

移行措置は原則として5年後に終了するが、現加盟国の中で、労働市場に深刻な混乱が起きた国あるいはそのような混乱が起きる恐れがある国では、さらに2年間延長することができる。

加盟国は7年目末までセーフガードを適用することができる。

さらに、スタンドスティル（据え置き）条項が適用され、現加盟国の労働市場を加盟条約調印時点での一般的状況以上に制限することはできない。現加盟国はEU域外からの労働力よりも新規加盟国の国民を優先しなければならない。

オーストリアとドイツは、国内の労働者市場で影響を受けやすい特定サービス部門について、国境を越えたサービスの提供によって特定地域で生じる可能性がある深刻な混乱の発生または混乱発生の恐れと取り組むために、補足的な国内措置を適用する権利を持つ。

移行措置のもと、すでに現加盟国内に合法的に居住し、雇用されている新規加盟国民の権利は守られる。これまでの新規加盟時と同様、家族の権利も考慮に入れる。

新規加盟各国による加盟条約への宣言では、アキ・コミュニテールに近づける作業のスピードアップと、加盟以前のアクセス改善の奨励も考慮しつつ、現加盟国が国内法に基づいて、労働市場へのアクセス許可の促進を試みるものとされている。

マルタの加盟により労働者の自由移動をめぐる問題が生じた場合、加盟条約に盛り込まれたセーフガード条項により、マルタはEUの諸機関に頼ることができる。

第3章：サービス提供の自由

共同信用組合

キプロスは、信用組合業務の導入と従事に関係するアキ・コミュニテールへの完全準拠のために、2007年末までの移行措置が認めら

れた。

ハンガリーとポーランドは、最低資本金必要額の調達に関し、2007年末までの移行措置が認められた。この文脈の中で、ハンガリーとポーランドは、本業務の自国資金が加盟日から有効となる水準よりも下回らないことを保証しなければならない。

預金貸付業務

スロベニアは、預金貸付業務の導入と追求、金融機関の年次報告書と連結決算、預金保証制度に関係するアキ・コミュニテールへの完全準拠のために、1999年2月20日より前に確立された預金貸付業務に関する2004年末までの移行措置が認められた。

預金保証制度

エストニア、ラトビア、リトアニアは、最低保証水準を達成するために、2007年末までの移行措置が認められた。

スロベニアは、2005年末までの移行措置が認められ、他の加盟国の金融機関によりスロベニア国内で提供される保証水準または適用範囲は、スロベニア国内のそれに相当する保証制度により提供される保証水準または適用範囲を超えることはできない。

投資家補償制度

エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランドは、最低補償水準を達成するために、2007年末までの移行措置が認められた。

スロバキアは、最低補償水準を達成するために、2006年末までの移行措置が認められた。

スロベニアは、2005年末までの移行措置が認められ、それにより、他の加盟国の投資会社によりスロベニア国内で提供される補償水準または適用範囲は、スロベニア国内のそれに相当する補償制度により提供される補償水準または適用範囲を超えることはできない。

ハンガリーは、2007年末までの移行措置が認められ、それにより、他の加盟国の投資会社によりハンガリー国内で提供される補償水準は、指令97/9/ECに言う最低補償水準を超えることはできない。同じ期間内に、他の加盟国の投資会社によりハンガリー国内で提供される補償の適用範囲は、ハンガリー国内のそれに相当する補償制度により提供される補償の適用範囲を超えることはできない。

第4章：資本の自由移動

不動産

スロベニアは、不動産市場に関し、加盟日から最長7年間まで、加盟条約（第31章を参照）に規定された一般経済セーフガード条項に訴えることを認められている。

別荘

チェコ、ハンガリー、ポーランド、キプロスは5年間の移行措置が認められ、その間は別荘取得に関する国内法を維持できる。マルタは別荘の取得に関する国内法を永続的に維持する権利を与えられている。上記の各国に居住する加盟国の国民は、新規加盟各国の特別な規定に従い、移行措置の適用範囲から除外される。

農地と森林

チェコ、スロバキア、ハンガリー、リトアニア、ラトビア、エストニアは7年間の移行措置が認められ、その間は農地と森林の購入に関する国内法を維持できる。これらの国の農地売買市場で深刻な混乱が発生した場合、欧州委員会はこの移行期間をさらに3年間延長する決定を下すことができる。ポーランドは12年間の移行措置が認められ、その間は農地と森林の購入に関する国内法を維持できる。上記の各国において自作農を営む加盟国の国民は、新規加盟各国の特別な規定に従い、移行期間の範囲から除外される。加盟日から

.....

3年が過ぎる前に、これら移行措置の総合的な再検討が行われる。

第5章：会社法

工業所有権：医薬品

医薬品に関する工業所有権に関し、加盟する全ての国との間で特別な仕組みが合意された。この仕組みでは、EU域内で特許権の対象となり、改正後の特許法が発効する前に新規加盟国で販売されていた医薬品が、改正された法律に全般的な遡及条項がないという理由で、新規加盟国においては保護されない問題が残るという事実を考慮する。

この状況から生じる潜在的問題を最小限に抑えるために合意された仕組みは、新規加盟国において製品特許を取得できなかった時期に加盟国で特許が許諾された製品に関しては、特許権所有者がEUへの輸入を阻止しても良いというものである。この仕組みは当該特許の有効期限日まで適用可能である。

特許補足証明書（SPC - 最長5年までの特許有効期間延長）規則に関する限り、加盟日に先立ち最初に販売承認を取得した製品に適用可能である。

工業所有権：共同体商標と共同体意匠

共同体商標と共同体意匠の一元的性質を保護するために、新規加盟国に以前から存在する権利を考慮に入れつつ、既存の共同体商標と共同体意匠を新規加盟国の領土に自動的に拡大することが合意された。

第6章：競争政策

不適合な国家補助

中小企業に対する不適合な国家補助を全廃するために、ハンガリーおよびマルタと、2011年末までの移行措置について合意した。

2011年末までに小企業、2010年末までに中企業に対する不適合な国家補助を全廃するために、ポーランドと、移行措置について合意

した。

在外企業に対する不適合な国家補助を全廃するために、キプロスおよびハンガリーと、2005年末までの移行措置について合意した。

地方当局が交付する不適合な国家補助を全廃するために、ハンガリーと、2007年末までの移行措置について合意した。

事業振興法による経営援助を全廃するために、2008年末までの移行措置についてマルタと合意した。

大企業に対する不適合な国家補助を地域投資援助に切り替えるために、ハンガリー、マルタ、ポーランドと、移行措置について合意した。企業が2000年1月1日よりも前に投資を開始した/税額控除資格を得た場合、援助は適格投資額コストの最大75%まで、企業が2000年1月1日以後に投資を開始した/税額控除資格を得た場合、援助は適格投資コストの最大50%までに制限される。規定された援助上限値に達すると、財政援助は打ち切られる。

自動車製造部門の受益者に対する不適合な国家補助を地域投資援助に切り替えるために、ハンガリーおよびスロバキアと、移行措置についての合意した。援助は援助上限値の40%相当水準に制限される（たとえば他のタイプの投資に関する上記の地域援助の上限値が75%であれば、 $40\% \times 75\% = 30\%$ になる）。規定された援助上限値に達すると、財政援助は打ち切られる。

自動車製造部門の受益者に対する不適合な国家補助を地域投資援助に切り替えるために、ポーランドと移行措置についての合意がなされた。援助は他のタイプの投資に関する地域援助の上限値とは関わりなく、適格コストの30%に制限される。規定された援助上限値に達すると、財政援助は打ち切られる。

スロバキアとの間で合意された移行措置により、鉄鋼部門の受益者に対する不適合な国家補助は、2009年末または援助額が既定額に

達した時点のいずれか先に発生した時点で打ち切られる。この援助の目的は、過剰労働力の整然とした合理化を促進することであり、それによって生じる総コストが援助額と同等になる。

環境保護

環境保護に対する国家補助に関し、ポーランドと次の方針に沿って、移行措置についての合意がなされた。環境の章で認められた移行措置基準に関係する投資について、移行措置期間は、援助率（aid intensity）が地域援助の上限値に中小企業向けの15%を追加した水準に制限される。環境の章で移行措置の対象となる既存の統合的汚染防止管理（IPPC）については、2010年末までの援助率30%で合意されている。環境の章で移行措置の対象とならないIPPC関連投資については、2007年10月31日までの援助率30%で合意されている。大型燃焼施設については、環境の章で認められる移行措置に関連する投資に対し、50%の援助率で合意された。

鉄鋼

チェコおよびポーランドとの間で合意された移行措置により、鉄鋼業界の再編成は2006年12月31日までに完了するものとする。

造船

マルタとの間で合意された移行措置により、2008年末までの造船部門の再編成に対する国家補助が認められている。

既存援助措置

加盟条約には、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニアにおけるいわゆる既存援助措置を取り扱うための規則が定められている。加盟日より前に新規加盟国で発効し、加盟日以降も適用

可能な次の援助制度並びに個別援助は、EC条約第88条(1)項の意味の範囲内で、加盟時点で既存の援助と見なされる。

- (a) 1994年12月10日より前に発効した援助措置、または
- (b) 加盟条約附属書に掲げられた援助措置、または
- (c) 加盟日より前に新規加盟国の国家補助監視当局によって評価され、アキ・コミュニテールに適合すると判断され、欧州委員会がその措置と共通市場との両立に関する深刻な疑念を根拠とする異論を唱えなかった援助措置

国家補助を構成し、上記の条件を満たさない措置は全て、EC条約第88条(3)項を適用して、加盟時点での新規援助と見なされる。

上記規定は運輸部門に対する援助には適用されず、水産品並びにそこから派生する製品を除き、EC条約附属書IIに掲げられた製品の生産、加工または販売と結びついた活動にも適用されない。また、上記規定は加盟条約に定められた競争政策に関する移行的措置にも抵触しない。

専売

マルタとの間で合意された移行措置により、2005年末までにEC条約第31条に従う石油製品の輸入、仕入れ、卸売り販売の市場調整を行うことが許可されている。

第7章：共通農業政策

移行措置はアキ・コミュニテールを実施するための明確な計画を伴う。獣医学並びに植物衛生分野では、EU内の人、動物、植物の健康に対する危険性を増大させないことを基本として、移行期間の交渉が行われた。

注意すべき点として、加盟国と該当する新規加盟国との間で、関係するComitology手続きまたは欧州委員会のいずれかを通じて、後日解決すべきであるとの合意がなされた技術

.....

的問題については、この解説書では言及していない。

農業の章では、特に財政部分に関し、交渉によって決まった措置がいくつかある。財政部分に関する合意では、ベルリンにおける欧州理事会で定めた2004年から2006年の予算と、2002年10月24 - 25日のブリュッセルにおける欧州理事会の決定で定められた拡大関連予算の上限を尊重している。

水平的側面

直接支払 (2004年～2013年)

直接支払は現行システムで2004年の25%から始まり、2005年に30%、2006年に35%と進み、2013年にその時点で適用可能なEU水準の100%に達するまで、パーセントが段階的に上昇してゆく。

直接支払の補充率 (2004年～2013年)

直接支払は次のいずれかの形を取る。

(i) 2004年にEU水準の55%まで、2005年に60%まで、2006年に65%までと補充する。2007年以降の最大追加率は、当該年の適用可能な段階的導入水準よりも30%高い値とする。

または

(ii) 2003年に適用可能な国家直接補助水準まで製品ごとに補充し、10%ずつ上昇する。

ただし、いかなる場合も、EUの直接支払水準の100%を超えることはない。

国ごとの状況は次の通りである。

キプロスは2001年のキプロス補助水準まで補充することが可能である。

カタクリ粉部門で、チェコは直接支払の段階的導入期間全体を通じ、既存加盟国での直接支払水準の100%まで補充することができる。

リトアニアは加盟(2002年)前に同国で農民が製品ごとに受ける資格があった直接支払の全額水準まで補充することが可能である。

スロベニアは加盟(2003年)前に同国で農民が製品ごとに受ける資格があった直接補助の全額水準まで補充することが可能である。これはCAPに似た全国的制度で行われ、2004年は10%、2005年は15%、2006年は20%、2007年は25%になる。

補充分の共同融資 (2004年～2006年)

2004～2006年には、EU水準の40%までの補充分を、農村開発費用を保証する欧州農業保護育成基金(EAGGF)で部分的に調達することができる。ただし、2004年、2005年、2006年の各年に対する農村開発範囲で利用可能な確定予算額の最大20%までを補充に使うか、または2004年に25%、2005年に20%、2006年に15%を使うことができる。それを超える補充分は国家予算からのみ調達可能である。補充の共同融資については、EU共同融資率の上限(オブジェクト1地域に適用される80%)を適用できる。

単一区域支払制度

現在のEUで適用可能な標準的 direct payment 制度を適用する代わりに、新規加盟国は一定期間に限り、ヘクタール当たりのユーロで表示される切り離し区域への支払という形で、一定の期間内、農民にCAP直接支払を行うという選択肢を与えられている。この制度は3年間利用可能で、当該新規加盟国の要求により、1年ずつ2回の更新が可能である。

単一区域支払制度は次のような年間財政範囲によって制限される。

標準制度の下で直接支払を行うために、新規加盟国で利用できるEU資金の合計として決定される。

関連するEU規則に従い、加盟条約に指定された定量的パラメータ(たとえば基本面積、割増金の上限、MGQなど)に基づき計算される。

直接支払の段階的な導入に明記された一連のパーセンテージを使って補正される。

国家補助

加盟時点で特定援助を既存援助として分類するために、新規加盟国は加盟後4ヵ月以内に、既存援助と見なしたい全ての国家補助措置に関する詳しい情報を提出するものとする。

さらに、特定部門の国家補助を全廃するために、特定の移行措置についての合意がなされた。

キプロスとラトビアは、補足的な国家による直接支払に加え、キプロスの場合は2010年末まで、ラトビアの場合は2008年末まで、特定部門の移行的かつ漸減的国家補助を交付する可能性を与えられている。キプロスは加盟日から5年間、貧困地域に対する特別援助を行うこともできる。エストニアは加盟前のレベルを超えないという条件付きで、2004年に乳製品に対する国家奨励金（premium）を与えることが可能である。

マルタは農業生産者と加工業者及び輸入農産品の公認小売業者を支援するために、特定部門で特別臨時国家補助を使うことができる。これら国家補助措置はマルタの農業の状況に特に合わせたもので、2014年までに徐々に削減される。これら特別国家補助の対象となる製品に対しては、加盟日から5年間まで、総合経済セーフガード条項（31章を参照）が適用される。さらに、マルタは加盟日から5年間、ゴゾ島からマルタ島への農産品の輸送を支援することが可能である。

スロベニアは加盟日から5年間、オイルパンプキンの生産に対して漸減的国家補助を交付できる。

スロバキアは、倉庫証券並びに貨物証券システムに対する国家補助に関する3年間の移行措置が認められた。

在庫

加盟日時点で所有される公共在庫で、新規加盟国の市場支援政策によって得たものは、

共同体が引き継ぐ。新規加盟国において加盟日時点で自由に流通している在庫（民間と公共）で、通常の繰り越し在庫量と見なすことができるレベルを超えるものは、新規加盟国がコストを負担して廃棄する。

セーフガード

加盟条約で規定された総合経済セーフガード条項（31章を参照）は農業にも適用される。特定農業部門で問題が発生し、それが深刻で長く続きそうな場合、または当該地域の経済状態の深刻な衰退を引き起こす可能性がある場合、セーフガードを発動できる。

その他

有機農業

エストニア、ラトビア、リトアニアでは、有機農業に関する移行措置が認められた。それには次のような事項が含まれる。

- 有機農法によって生産されたものではない未処理の種子、植え付け材料、繁殖材料の使用（2006年1月1日まで）
- 公認有機養蜂家が蜂に非有機の砂糖を与えること（2006年1月1日まで）
- 有機農業における過マンガン酸カリ製剤と国内産ピートの使用（加盟日後18ヵ月）

品質政策

チェコは拡大EUにおける既存の商標またはその他の権利を侵害することなく、地名を示す表示として、Budějovické pivo、Českobudějovické pivo、Budejovický měšťanský varを認識させる。

統一市場の団体

基準量（基本面積、割当量、上限など）

最近の生産量に基づき、加盟する国ごとの状況を考慮に入れ（干ばつなど）、基準量が合意されている。それには関係する全ての商品が含まれ、次のもので構成される。

- 耕地作物：耕地作物と米の基本面積と基準産出高、カタクリ粉の割当量、乾燥飼料葉

.....

- と繊維に関する国家保証量、砂糖の割当量、イソグルコースの割当量
- 特殊作物：加工助剤(果物と野菜について)に関する国家の上限、タバコの割当量、バナナの補償金に関する上限、オリーブ油に関する国家保証量
- 家畜と動物製品：牛乳の割当量、特別牛肉割増金、授乳雌牛割増金、屠殺割増金、雌羊割増金、その他の追加支払

特殊作物

果物と野菜

キプロスでは加盟日から5年間の移行措置が認められ、同期間中の特定果物に関する生産中止上限量はEUよりも高い水準に設定されている。

マルタは5年間の漸減的な移行措置により、個別のトマト生産者に対する支援を行うことができる。

ポーランドでは果物・野菜部門における生産者団体の予備公認に関し、生産者5人、販売可能生産高の下限10万ユーロという基準を設定するために、3年間の移行措置が認められた。

ワインとアルコール

キプロス、マルタ、チェコは特別植え付け権を与えられた。

ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、キプロス、マルタについてワイン生産地域が定められ、ハンガリーとスロベニアについては移行措置が認められた。

ポーランドについては、同国をワイン生産圏に分類するという決定と、ブドウの品種を登録し、分類する義務は、加盟まで延期された。

スロベニア、スロバキア、チェコ、ハンガリーでは、ワインのショ糖による芳醇化が許可されている。

マルタに対し、国内原産品種によるワイ

ンの芳醇化に関する2008年までの移行期間が認められた。

ワインの表示(高級ワインの表示、スパークリングワインと酒類ワインを表す用語)にハンガリー、スロバキア、チェコ、スロベニア、キプロス産ワインを含めることについての合意がなされた。

アルコール飲料に関する表示(たとえば産地、伝統品など)にキプロス産「Ouzo」と「Zivania」、チェコ産「Karlovarská hořká」、ハンガリー産「Pálinka」(およびその他)、スロバキア産、ラトビア産、リトアニア産の蒸留酒、「Polish vodka」、「Polish Cherry」、「Herbal Vodka from the North Podlaskie Lowlands, aromatised with an extract of bison grass」を含めることについての合意がなされた。

チェコと、「Slivovice」という名称を使用するための条件についての合意がなされた。

ハンガリーは「Rizlinszilvani」という名称を5年以内に全廃することに合意し、さらに、1993年1月1日より前にハンガリーで生産並びに瓶詰めされたワインで、0.70よりも容量が多い在庫を全廃するための条件についても合意した。

ポーランドが「Polish fruit wine」という用語を使えることと(アキ・コミュニテールで規定された条件に従い)、一定の条件下で「Polish wine」という名称を使えることについての合意がなされた。

タバコ

ポーランドは、タバコ部門の生産者団体に対する生産割当と特別補助に関するEU規則の適用について、5年間の移行措置が認められた。

家畜と動物製品

牛乳

ラトビア、リトアニア、ポーランド、マ

ルタ、キプロス、ハンガリーは、EUの脂肪含有量要件を満たさない飲用牛乳の販売に関し、5年間の移行措置が認められた。同牛乳は当該加盟国内でのみ販売するか、または第三者国に輸出できる。全ての新規加盟国に対する牛乳割当量が設定された。全体量が配達分と直接販売分に分けられている。

ポーランドの場合、配達分と直接販売分の割当比率は2003年の実質値に基づき再検討される。

新規加盟国では全般的に、農家自体で消費される牛乳生産量が多い。そのような生産量は牛乳割当量によって制限されない。だが、新設された特別準備量という手段を使い、それを市場向け生産に切り替えることができる。この準備量が2006/07割当年度初頭（2006年4月1日）から放出された場合、牛乳生産農家自体での消費量と新規加盟国における乳製品量が減少するほどの規模になることが考えられる。準備量の放出と、配達及び直接販売割当量への流通に関する決定は、欧州委員会により、管理委員会手続きに従い、新規加盟国が提出する報告書の評価に基づき行われる。

マルタは、加工用に配達される牛乳の代表的脂肪含有量を決定するための5年間の移行措置が認められた。

ポーランドとスロベニアは、牛乳割当量を個々の生産者に配分し、その結果として割当初年度の追加課税支払いを免除されるための1年間の移行措置が認められた。

授乳雌牛の定義

ポーランド、エストニア、ラトビア、リト

アニアは、どの追加品種が授乳雌牛割増金を受ける資格があるかという決定に関し、3年間の移行措置が認められた。

在庫量（Stocking density）

マルタとキプロスは、EU牛肉割増金規則に従い許可されるレベルまで在庫量を下げするために、5年間の移行措置が認められた。

農村開発

EAGGF保証の下で供給される臨時農村開発措置が、2004年から2006年のプログラム期間に関し、新規加盟国によって使われることについての合意がなされた。これは次のような要素を含む。

構造基金モデルに基づく、農村開発の決定と支払の間の期間を認める区別のある歳出予算。

関連する8件の措置に対して最高80%まで、オブジェクティブ1の地域での共同融資率を引き上げる。^(注1)

半自給自足農家への臨時所得補助金を支給し、事業の商業的将来性を保証するために、さらなる再編成が実施される間、キャッシュフローの制約と家計所得における困難な状況を軽減する。この補助は1農家あたりの年間最高額1,000ユーロ（ポーランドでは1農家あたり1,250ユーロ）という年間一律金額による補助という形で行われる。受給資格の有無は、その事業の経済的将来性を実証し、必要な投資額の明細を示し、具体的な里程標と目標を盛り込んだ事業計画の提出によって決まる。補助金は5年間支払われ、3年が経過した時点で再検討が行われる。生産者団体が公認された日から最初の5年間、団体設立を奨励し、管理業務を補助するための支援。

(注1) オブジェクティブ1の地域では、農村開発措置の資金は農業環境措置、条件不利地域、早期退職、農地の植林、再編成を実施する半自給自足農家の支援、生産者団体の設立、EU基準を満たすための支援、技術援助に使われる。

2004年から2006年までの臨時措置として、EUの環境、衛生、福祉、食品安全性、労働安全性に関する基準（それまでの国内基準よりもかなり厳しいことが考えられる）を満たすコストを農民が負担できるよう援助する。

SAPARDから農村開発のアキ・コミュニテールへの円滑な移行を保証するために、2004年から2006年の期間、EAGGF保証の資金で行われる農村開発措置に係る技術援助。

受給資格基準に関してなど、特定の現行農村開発措置を、2004年から2006年の間、新規加盟国に合わせて調整する。

農村開発割当額は、客観的基準に基づき、吸収能力を考慮に入れて設定されている。農村開発の分野では、特定候補国特有の取り決めも行われている。

一定の条件に従い、エストニアは2004年から2006年の間、放置された土地の植林を援助できる。

一定の条件に従い、リトアニアは2004年から2006年の間、55才から70才で牛乳生産を取りやめる酪農家に対し、早期退職制度を適用できる。

マルタの全領土がLFAに分類されている。マルタは、半自給自足措置に代え、専業農家の新規市場環境への適応を助けるための臨時措置が認められている。

マルタは、生産者団体を設立するための援助措置に関する修正条件が認められている。

マルタは農業環境措置の下で、石壁の維持と保存も援助できる。

獣医学分野

ハンガリー／ルーマニア間の国境警備の特定側面に関して特別な方式を設けるために移行措置についての合意がなされた。次の各国に関して、公衆衛生部門におけ

る移行措置についての合意がなされた。

- ポーランド：肉を扱う施設332カ所（2007年12月まで）、牛乳を扱う施設113カ所（2006年12月まで）、魚を扱う施設40カ所（3年）
- チェコ：肉を扱う施設44カ所、卵を扱う施設1カ所、魚を扱う施設7カ所（2006年12月まで）
- ハンガリー：赤身肉を扱う施設44カ所（2006年12月まで）
- ラトビア：魚類加工施設29カ所（2005年1月まで）、肉を扱う施設77カ所（2006年1月まで）、乳製品加工施設11カ所（2005年1月まで）
- リトアニア：肉を扱う施設14カ所、魚を扱う施設5カ所、牛乳を扱う施設1カ所（2007年1月まで）
- スロバキア：肉を扱う施設1カ所、魚を扱う施設1カ所（2006年12月）

全ての施設に関し、欠陥も含めて個別に詳しく説明されている。移行措置はどれも食品衛生のアキ・コミュニテールとは無関係である。移行期間中、移行中の施設で生産される製品には特別な標識を付けなければならない、他のEU諸国では、いかなる形でも販売することはできない。

ポーランド、ラトビア、リトアニア、マルタに関して、生乳の品質に関する移行措置についての合意がなされた。

特定のEU準拠酪農家に関し、マルタでは2009年まで（1農家のみ）、ポーランドでは2006年まで（個別の生産ラインを使う56農家）、EU非準拠の生乳の配達に容認された。ただし、製品には特別な標識を付けなければならない、他のEU諸国では、いかなる形でも販売できないことを条件とする。

ラトビアの家畜廃棄物処理施設2カ所に関し、2004年12月までの移行措置についての合意がなされた。

チェコ、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニアに関して、雌鶏のケージの高さ及び／又は傾斜に関する2009年12月までの移行措置について合意がなされた。スロベニアについてはさらにケージの床面積に関し、最大2004年12月1日までの移行措置について合意がなされた。

植物衛生分野

種子の品質要件

スロベニア、キプロス、マルタ、ラトビアは種子の品質要件に関する5年間の移行措置を認められた。

じゃがいも

ポーランドにおける理事会指令69/464/EEC第9条の実施に関する、詳細な措置についての合意がなされた。

リトアニアはじゃがいもの輪腐れ病に関する法律に関し、2006年1月1日までの移行措置を認められた。

植物品種に関する権利

リトアニアは植物品種に関する権利に対する報酬の支払いに関し、2010年12月31日までの移行措置を認められた。

動物の栄養

チェコはEU指令第6条に従って決定が下された時または加盟日から2年後のいずれか先に発生する時点まで、植物繊維上で栽培されたイースト菌種Candida utilisをベースとする飼料の領土内での販売を引き続き許可することができる。

植物保護製品

ポーランドは2006年12月31日まで、特定の植物保護製品を市場に出すための移行措置を認められた。

森林再生物質の販売

ポーランドは2004年1月1日より前に蓄積され、関連する指令の規定全部を満たさない森林再生物質の在庫がなくなるまで販売することができる。

移行的かつ水平的措置

共通農業政策の分野と獣医学並びに植物衛生関連法の分野では、新規加盟国における既存の体制から共同体アキ・コミュニテールを適用した結果として生じる体制への移行を助ける移行措置を、適用可能な法律で決定される関連委員会手続きに従い、欧州委員会によって採択することができる。これらの措置は加盟日から3年間、実施できる。

CAPに関連する加盟条約規定は、欧州理事会が欧州委員会からの提案を全会一致で可決し、共同体規則を修正した結果として必要な場合は欧州議会に諮った後、さらに調整することができる。

第8章：共通漁業政策

国家補助

新規加盟国は漁業部門に対する国家補助を提供しないか、またはきわめて限られた国家補助のみを提供する。これは漁業部門における共同体国家補助規則に準拠して行なわれなければならない。また、該当する計画は加盟時に届け出なければならない。

水域と資源に対するアクセス

加盟する全ての国は、資源に対するアクセスを決定する上での相対的安定性という概念を受け入れる。資源に対するアクセスは相対的安定性原則を含め、共通漁業政策に基づき決定される。

相対的安定性原則は、水産資源ごと及び加盟国ごとの固定パーセンテージを決定し、維持することを暗に意味する。TACの形で漁獲率に関する制限の対象とされ、加盟国に対する割当量として配分される全水産資源に対し、この原則が適用される。その目的のために、新規加盟国の漁業活動の最近の典型的期間として、基準期間が定められている。

相対的安定性はバルト海に接する全ての国、つまりポーランド、ラトビア、リトアニア、エストニアに適用される。これにより、

.....

共同体水域内並びに第三国の水域、地域漁業団体の活動対象である水域でのこれらの国々の漁業活動の継続が保証される。

マルタの基準線から25海里内での特別管理体制を求めるマルタの要求に関し、EUは特定のガイドラインに準拠し、規則（EC）1626/94を調整することで合意した。ガイドラインには、漁船の長さエンジン出力に基づく小規模漁業に制限される25海里漁業管理帯の設置が含まれる。また、全長24メートル以下のトロール漁船は、25マイル管理帯内で、一定のトロール漁業可能海域内での漁獲が認可される。それらの漁船の漁業努力はその海域での現在の漁獲能力に基づく。

lampuki (Coryphaena hippurus - シイラ) 漁業に参加する漁船の数は最大130隻に制限され、漁期におけるFAD（集魚用筏）の配分と設置はEU内の全漁民に差別なく適用されるが、マルタ以外の漁民については、12海里の外側からのみ開始するものとする。

25海里管理帯内での漁獲を認可された全長12メートルを超える漁船は全てリストに掲載される。

これらの資源保護措置は差別なく、25海里管理帯全体で適用される。

リガ湾全体における特別管理体制を求めるラトビアの要求に関し、EUは特定のガイドラインに準拠し、規則（EC）88/98を調整することで合意した。ガイドラインには、リガ湾での漁獲を認可された漁船のエンジン出力は221kWを超えてはならないことが含まれる。また、エンジン出力（kW）で計った全体的漁獲能力が、リガ湾における現在の活動レベルを表す期間に観察された漁獲能力を超えないよう保証するために、リガ湾での漁獲を認可された漁船はリストに掲載される。

これらの資源保護措置は差別なく、リガ湾全体で適用される。

その他の規定

マルタの要求に応じ、EUは規則（EC）

104/2000付記IVにシイラ（Coryphaena hippurus）を盛り込むことで合意した。

ポーランドとラトビアからの要求に応じ、EUは規則（EC）104/2000付記IVにバルト海のスプラット（Sprattus sprattus）を盛り込むことで合意した。ただし、同規則第24条で規定された条件を満たすことを条件とする。これにより、生産者団体による独立した介入措置に対する一律金額の援助を支援することができる。また、これは人による消費を目的とするスプラット生産におけるラトビアのシェアに関し、同国が表明した憂慮への対応に寄与する。他の生産者団体、特に他の加盟国の団体は、それらの海域におけるスプラット市場に対して介入しないという選択肢を保持する。

これらの解決策には、Sprattus sprattusとCoryphaena hippurusの販売規模の定義を必要とする。関連する規則（EC）2406/96付記IIの技術的修正は、科学的助言を参考にして決定される。

第9章：運輸政策

道路

カボタージュ

EUの要求に応じ、規則（EEC）No 3118/93に関する移行措置についての合意がなされた。それには非居住運送業者による他加盟国内の道路輸送市場へのアクセス（カボタージュ）を、特定のケースで徐々に廃止すべきであることが盛り込まれている。

移行措置では、チェコ、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロバキアについては最初の2年、ハンガリーとポーランドについては3年間、国内輸送市場に対するアクセスを相互に制限することを見越している。

どの加盟国（現加盟国および新規加盟国）も初期移行期間を最大5年まで延長できる。最初の移行期間後に移行措置を延長しなかった加盟国は、他のいずれかの加盟国がまだ移

行措置を適用している間は、危機が発生した際にはセーフガード措置を適用し、国内市場を再び閉鎖することができる。国内市場がまだ閉鎖されている加盟国の運送業者は、最初の2年（または3年）後に市場を開放した他の加盟国において国内市場を制限（カボタージュ）することが許されない。移行措置が適用されている限り、現行及び新規加盟国は二国間で合意された割当量に基づき、カボタージュの認可の交換を進めてゆくことができる。

タコグラフ

キプロスは規則（EEC）No 3821/85に関し、2002年1月1日より前に登録され、国内輸送業務のみに従事する自動車における回転速度計（タコグラフ）の据え付けと使用義務について、2005年末までの移行措置を認められている。ラトビアについても2005年初頭までの同様な移行措置が、2001年1月1日より前に登録された自動車に関して認められている。リトアニアについては、2005年末までの移行措置が、1987年以前に製造され、国内輸送業務のみに従事する自動車について認められている。キプロス、ラトビア、リトアニアで同様な自動車を運転する人は、個人的な業務日誌に、運転時間と休憩期間を記録するものとする。

営業許可

ラトビアとリトアニアに対し、国内道路輸送と乗客輸送業務のみに従事する輸送業の営業許可について、要求される財政基準に十分に達するよう、2006年末までの移行措置が認められた。当該事業の利用できる資本と準備金は、移行期間中の道路輸送業者と乗客輸送業者の営業許可に関する指令96/26/ECで規定された最低金額に、徐々に到達するものとする。

重量と寸法

ハンガリーとポーランドに対して移行措置が認められ、同期間は、EU内を走行する一定の道路車両に対し、国際輸送で認可される

最大重量を規定した指令96/53/ECに準拠する国際輸送での国内軸重量上限を維持できる。ハンガリーは2008年末まで、同国道路網のアップグレードされていない部分に対するハンガリーの軸重量上限を維持できる。ポーランドは2010年末まで、同国道路網のアップグレードされていない部分に対するポーランドの軸重量上限を維持できる。

これらの移行措置はいくつかの条件の対象とされ、中でも、ポーランドとハンガリーは、幹線道路網のアップグレードに関するそれぞれの日程を守ること、当該指令の要件を満たす車両による主な公共輸送路の使用に対して制限を加えないこと、また、積み下ろしを目的として、技術的に可能な限り、移行期間全体にわたり、二次道路網のアップグレードしていない部分の使用を可能にすること、という条件がある。

道路用適性テスト

自動車及びそれらのトレーラーに対する道路用適性テストに関する指令96/96/ECによって規定された特定の項目に関し、マルタについては同国内の輸送事業のみに使われる自動車について、2004年末までテストしないとすする移行措置が認められた。

速度制限装置

マルタに対する移行措置に従い、同国で国内輸送業務のみに従事する自動車は、2005年末まで、指令92/6/EECで規定された速度制限装置を装備する必要がない。

自動車税

マルタは、特定インフラを使用する大型輸送車への課税に関する指令99/62/ECで規定された最低課税率を、国際輸送業務に従事する自動車に対して2004年末までは適用されないという移行措置が認められた。同期間中、同国で当該大型輸送車に適用される課税率は、指令99/62/ECに規定された下限値の80%を下回らないものとする。また、同国に対し、国内輸送業務のみに従事する自動車に

.....

についての2005年末までの移行措置も認められた。同期間中、同国で当該自動車に適用される最低課税率は、指令99/62/ECに規定された下限値の65%を下回らないものとする。

鉄道

共同体鉄道の開発

ポーランドとハンガリーの両国は、一定の条件下で欧州横断鉄道貨物網へのアクセス制限を許可する指令91/440/EECに関し、2006年末までの移行措置を認められた。ただし、ポーランドとハンガリー両国における欧州横断鉄道貨物網の年間総輸送力の最低20%は、在来事業者以外の鉄道事業のために確保しておくものとする。各鉄道線路の実質輸送力は、インフラ管理者により、鉄道網概要で示されるものとする。

航空輸送

航空機騒音

リトアニアとハンガリーの両国は、騒音を発する特定航空機の廃止に関する指令92/14/EECについて移行措置を認められた。ハンガリーに対しては、特定第三国からの航空機に関する2004年末までの移行措置が認められた。また、リトアニアに対しては、カウナス国際空港における第三国からの航空機に関する2004年末までの移行措置が認められた。

第10章：税制

間接税の分野（付加価値税：VATと物品税）では加盟する全ての国に、また、直接税の分野では1カ国に、移行措置といくつかの特例が認められている。大部分の移行措置は、加盟する国がVAT並びに国内消費税率水準をアキ・コミュニテールの要件に適合させなければならない期限を延期してもらうためにおこなわれる（特に社会的に影響を与えやすいモノとサービスに関して）。

VAT

以下に掲げる国は2007年末まで軽減VAT率を維持できる。キプロス、ハンガリー、ポーランド、スロベニアではレストランのサービス、チェコ、ポーランド、スロバキア、スロベニアでは建設、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア（2004年末）、スロバキア（2008年末）では暖房に対するVATである。

キプロスは2007年12月31日まで、マルタは2009年12月31日まで、食品と医薬品に対するVAT率をゼロのまま維持できる移行措置を認められている。ポーランドは2007年12月31日まで書籍に対するVAT率はゼロのまま維持し、2008年4月30日まで機械を除く食品と農業投入物に対するVAT率は大幅に軽減することを許可されている。

最後に、全ての新規加盟国は、中小企業に対するVATを免除するために、売上高の最低限度をアキ・コミュニテールで規定された水準よりも高いまま維持することができる。また、国際乗客輸送のVATを免除することができる。

物品税

マルタとキプロスを除く、全ての新規加盟国は、紙巻きタバコの物品税率水準について、EU法への準拠を加盟後まで延期する移行措置を認められた。移行措置の期間は、チェコとスロベニアに対しては2007年末、スロバキア、ハンガリー、ポーランドに対しては2008年末、エストニア、ラトビア、リトアニアに対しては2009年末までである。チェコでは他のタバコ製品、エストニアでは喫煙用タバコに対しても、この移行措置が適用される。

上記移行措置の継続期間中、現加盟国は、個人が新規加盟国から域内に持ち込める紙巻きタバコの数量（「旅行者免税」）に対する制限を維持できる。

ポーランドは、一定のエコ燃料に対する既

存の軽減物品税率を維持できる1年間の移行措置を認められている。キプロスは、セメント生産に使う鉱油に対する物品税を免除することができる1年間の移行措置と、国内乗客輸送に使う全てのタイプの燃料に対する追加物品税を免除できる1年間の移行措置を認められている。

チェコ、ハンガリー、スロバキアは個人消費の果実酒生産に対して軽減物品税率を適用する特例を認められている(チェコの場合、果実生産者1世帯あたり年間で果実酒生産量30リットルまで、ハンガリーとスロバキアの場合、生産量50リットルまで)。

直接税

エストニアは指令90/435/EEC(「親子会社指令」)に完全準拠するために、2008年12月31日までの移行措置を認められている。

第11章：経済通貨同盟

全ての新規加盟国は加盟日から、本章に基づいてアキ・コミュニテールを導入し、実施するものとする。それらの国は加盟時に、EC条約第122条の特例による国の地位を与えられ、EMUに参加する。

第12章：統計

移行措置は特になし。

第13章：社会・雇用政策

労働法

マルタは、労働時間指令で規定された労働時間制限に関し、飲食品、繊維、衣料と履物、運輸機器、電気機械・家電・消耗品、家具の製造各分野において、2004年7月31日までの移行措置を認められている。また、上記個別分野において2001年12月12日に存在した労働協約に、労働時間指令第6条(2)項に係る2004年7月以降も有効な条項が含まれている場合、2004年12月31日までの移行措置が認

められている。

この移行措置は、当該個別部門ではEU法の要件への適合に付加的な時間を必要とするため、正当であるとされる。

健康と安全性

健康と安全性の分野では、企業に対してEU法の要件に適合するための十分な期間を提供する必要性を認め、EUはいくつかの移行措置を認めた。

ラトビアは、2002年12月13日時点ですでに使われていた作業機器に関しては、工作中的の労働者による作業機器の使用のための最低限の安全性と健康の要件に関する指令について、2004年7月1日まで、また、2002年3月27日時点ですでに使われていた設備に関しては、職場に対する最低限の安全性と健康の要件に関する指令について、2004年12月31日まで、2001年6月1日時点ですでに使われていた機器に関しては、ディスプレイ装置を使う作業に対する最低限の安全性と健康の要件に関する指令について、2004年12月31日までの移行措置が認められている。

マルタに対し、加盟日にすでに使われていた機器に関しては、作業機器に関する指令についての2006年1月1日までの移行措置が認められている。

ポーランドに対し、2002年12月31日より前に設置された機器に関しては、作業機器に関する指令についての2005年12月31日までの移行措置が認められている。

スロベニアに対し、職場において騒音、化学因子、物理因子、生物因子にさらされることに関する指令についての2005年12月31日までの移行措置が認められている。

加盟日から上記期間の終了時まで、ラトビア、マルタ、ポーランド、スロベニアは上記指令に対する準拠を確実にするための予定表、および講じられた措置に関する、最新情報を定期的に欧州委員会に提供し続けるもの

とする。

第14章：エネルギー

原油及び／又は石油製品の最低備蓄

最低90日分の石油備蓄を維持する義務の実施に関する移行措置が、チェコとスロベニアに対しては2005年12月31日まで、マルタに対しては2006年12月31日まで、キプロスに対しては2007年12月31日まで、ポーランドとスロバキアに対しては2008年12月31日まで、エストニア、ラトビア、リトアニアに対しては2009年12月31日まで認められている。

域内エネルギー市場（電力指令96/92/EC）

エストニアは、電力指令96/92/EC第19条（2）項の市場開放規定を実施するために、2008年12月31日までの移行措置が認められている。さらに、オイルシェールと電力指令に関する宣言についての合意がなされた。その中でEUは、将来のアキ・コミュニテールに関するエストニアの留保に注意を払いつつ、オイルシェール部門の再編成に関する特別な状況により2012年末まで特別な努力が必要であり、また、その日までに家庭用以外の顧客に対するエストニア電力市場を徐々に開放する必要があることを認めている。

域内エネルギー市場（ガス指令98/30/EC）

チェコに対し、ガス指令98/30/EC第18条の市場開放規定を実施するために、2004年12月31日までの移行措置が認められている。

石炭並びに鉄鋼に関する研究基金（決定2002/234/ECSC）

石炭並びに鉄鋼に関する研究基金の対象がオイルシェールにまで広げられることについて、エストニアとの合意がなされている（第31章も参照）。

原子力エネルギー

Ignalina原子力発電所（リトアニア）に関する議定書、Bohunice V1原子力発電所（スロバキア）に関する議定書、Temelin原子力発電所に関するチェコとオーストリアの宣言は、第31章に掲載されている。

第15章：産業政策

移行措置は特になし。

第16章：中小企業

移行措置は特になし。

第17章：科学・研究

移行措置は特になし。

第18章：教育・職業訓練

移行措置は特になし。

第19章：電気通信・情報技術

郵便サービス

郵便サービスにおける競争をさらに進めることに関し、ポーランドとの間で2005年末までの移行措置についての合意がなされた。

第20章：文化・視聴覚政策

移行措置は特になし。

第21章：地域政策

本章では移行期間は要求されなかった。行政能力、適格性、資金配分に交渉の重点が置かれた。

行政能力

この章で取り上げる加盟交渉との関連で、欧州委員会は、加盟にあたり、加盟する国が準拠しなければならない組織と制度に関する要件について、予定表を含め、詳細に特定した。欧州委員会はこの点に関し、新規加盟国による公約の実施状況を注意深く監視してい

Report 6

る。公約が果たされていない場合、欧州委員会は構造並びに結束基金規則に規定された条件が満たされるまで、共同体による融資を承認することはできない。

適格性

構造基金

欧州委員会は、加盟日から2006年12月31日までの、構造基金に関する新規加盟10カ国の適格性を次のように決定した。

オブジェクト1 (開発の遅れている地域の開発と構造調整)

オブジェクト1の援助を受けるための適格性は、1997 - 1998 - 1999年を基準年としたNUTSレベル2での地域の一人当たりのGDP (PPPによる) に基づき決定された。新規加盟国の中で次の地域がオブジェクト1の援助を受ける資格を与えられる。

チェコ共和国 (プラハを除く全地域)

- Střední Čechy
- Jihozápad
- Severozápad
- Severovýchod
- Jihovýchod
- Střední Morava
- Moravskoslezsko

エストニア

- Eesti

ラトビア

- Latvija

リトアニア

- Lietuva

ハンガリー (全地域)

- Közép-Magyarország
- Közép-Dunántúl
- Nyugat-Dunántúl
- Dél-Dunántúl
- Észak-Magyarország
- Észak-Alföld
- Dél-Alföld

マルタ

- Malta

ポーランド (全地域)

- Dolnośląskie
- Kujawsko-pomorskie
- Lubelskie
- Lubuskie
- Łódzkie
- Małopolskie
- Mazowieckie
- Opolskie
- Podkarpackie
- Podlaskie
- Pomorskie
- Śląskie
- Świętokrzyskie
- Warmińsko-mazurskie
- Wielkopolskie
- Zachodniopomorskie
- Slovenija
- Západné Slovensko
- Stredné Slovensko
- Východné Slovensko

スロベニア

スロバキア

(ブラチスラバを除く全地域)

オブジェクト2 (辺境地域・産業斜陽化の申告な影響を受けている地域の一部)

オブジェクト1で資格を与えられない地域 (プラハ、ブラチスラバ、キプロス) の人口の31%が、オブジェクト2に関する資格を与えられる。欧州委員会は人口上限を次の通り決定した。

チェコ共和国	370,000
キプロス	213,000
スロバキア	192,000

オブジェクト3 (長期的な失業への対策)

アキ・コミュニテールに従い、オブジェクト1の対象とならない全地域 (プラハ、ブラチスラバ、キプロス) が、オブジェクト3の援助を受ける資格を与えられる。

共同体主導計画

新規加盟10カ国は共同体主導によるINTERREGプログラムとEQUALプログラムに基づく援助を受ける資格も与えられる。簡略化を目的として、2004年から2006年の期間、共同体主導のLEADER+プログラムとURBANプログラムは新規加盟国では実施されない。これらのプログラムの対象となる活動とプロジェクトは、関連する計画立案文書に統合される。

結束基金

加盟日から2006年12月31日までの、新規加盟国に対する結束基金援助に関する資格は、1998 - 1999 - 2000年を基準年とした一人当たりのGNIの入手可能な最新数値（PPPによる）に基づき決定された。これらの数値に基づき、新規加盟10カ国全てが結束基金援助を受ける資格を与えられる。

資金配分

加盟日から2006年末までの新規加盟国に関する構造的活動のための配分額は総額で217億5,000万ユーロに設定された。

加盟日から2006年末までの新規加盟10カ国に関する構造的活動のために配分された割当額は次の通りとする。

結束基金

表 1

(単位:百万ユーロ、1999年ユーロ価)

合計	2004年	2005年	2006年
14,155.9	3,453.5	4,754.7	5,947.6

構造基金全体の内訳

- 93.49%はオブジェクト1に配分（計132億3,430万ユーロ）
- 0.86%はオブジェクト2に配分（計1億2,120万ユーロ）
- 0.79%はオブジェクト3に配分（計1億1,160万ユーロ）
- 4.58%は共同体主導のINTERREGプログラムとEQUALプログラムに配分
- 0.27%は技術援助に配分

簡略化を目的として、現在の計画では2006年末までの期間、新規加盟10カ国において革新的活動は実施されない。

表 2 2004年から2006年に構造基金の下で配分される割当額

(単位:百万ユーロ、1999年ユーロ価)

	オブジェクト タイプ1	オブジェクト タイプ2	オブジェクト タイプ3	漁業政策手 段(FIFG)	INTERREG プログラム	EQUAL プログラム
チェコ共和国	1,286.4	63.3	52.2	0.0	60.9	28.4
エストニア	328.6	0.0	0.0	0.0	9.4	3.6
キプロス	0.0	24.9	19.5	3.0	3.8	1.6
ラトビア	554.2	0.0	0.0	0.0	13.5	7.1
リトアニア	792.1	0.0	0.0	0.0	19.9	10.5
ハンガリー	1,765.4	0.0	0.0	0.0	60.9	26.8
マルタ	55.9	0.0	0.0	0.0	2.1	1.1
ポーランド	7,320.7	0.0	0.0	0.0	196.1	118.5
スロベニア	210.1	0.0	0.0	0.0	21.0	5.7
スロバキア	920.9	33.0	39.9	0.0	36.8	19.7

内金として、基金から当該援助への拠出金の16%が新規加盟10カ国に対して支払われるものとする。それを2年分として予算配分する。初年度は10%、翌年は6%である。

結束基金

表3
(単位:百万ユーロ、1999年ユーロ価)

合計	2004年	2005年	2006年
7,590.5	2,616.8	2,151.7	2,822.0

結束基金財源合計額の受益加盟国間での配分に関する目安:

- チェコ - 合計の9.76%から12.28%
- エストニア - 合計の2.88%から4.39%
- キプロス - 合計の0.43%から0.84%
- ラトビア - 合計の5.07%から7.08%
- リトアニア - 合計の6.15%から8.17%
- ハンガリー - 合計の11.58%から14.61%
- マルタ - 合計の0.16%から0.36%
- ポーランド - 合計の45.65%から52.72%
- スロベニア - 合計の1.72%から2.73%
- スロバキア - 合計の5.71%から7.72%

第22章：環境

この章における加盟準備には、特に3点の課題があった。

- 法律：環境に関するアキ・コミュニテールの大部分が指令の形を取っており、各国の法律に置き換える必要がある。
- 行政：計画、許可、監視には、十分な職員と設備を備えた様々なレベルの環境行政が必要となる。
- 財政：皆無または不十分な投資状況を改善するために、インフラおよび技術面でかなりの投資を行う必要がある。

交渉において合意された移行措置は、これらの課題の3番目に起因するものである。

環境に関するアキ・コミュニテールの規模を考えると、合意された移行措置は例外的なものである。それらが国境を越えて与える潜在的影響力は限られており、競争に対する重

大な歪みを引き起こすことはない。移行措置には法的拘束力を持つ詳細な中間目標が盛り込まれている。それは移行期間全体の中で調整の取れた実施を保証する。目標は加盟条約に記録される。移行措置の適用範囲は、可能な限り、個々の施設リストの中で指定する。移行措置は詳細な資金調達戦略で補強する。

大気汚染防止

石油の備蓄およびターミナルからガソリンスタンドまでの輸送に関する要件（指令94/63/EC）は、エストニア（2006年末）、ラトビア（2008年末）、リトアニア（2007年末）、マルタ（2004年末）、ポーランド（2005年末）、スロバキア（2007年末）において徐々に達成されるであろう。環境への影響を最も効率的な方法で軽減するために、処理量の多いターミナルとガソリンスタンドでの実施が優先されている。

燃料重油については（指令1999/32/EC）、ポーランドが2006年末まで、アキ・コミュニテールによって規定されているよりも高いイオウ含有量を持つ燃料油の使用を許可されている。この燃料は主に中小規模の設備で暖房に使われる。キプロスはアキ・コミュニテールに基づいて許可される特例を要求するために、1年間の移行措置を与えられる。そしてその決定は、既存のアキ・コミュニテールの手続きに従って下されることになる。

廃棄物管理

エストニアを除く全ての新規加盟国が、包装廃棄物（指令94/62/EC）に関する回収・リサイクル目標値を達成するための追加期間を与えられる。移行期間は2005年末から2009年末までである。この移行期間は、廃棄物の収集・回収・リサイクルに必要なインフラを整備するために必要となる時間を理由として正当化される。さらに、一般家庭から出るゴミの量はEU15と比べて少ない。中間目標が

.....

設定されている。マルタは2007年末まで、一定の飲料をガラス瓶または金属製のミニ樽で販売することを義務づけた現行法を維持できる。この移行措置により、それらの飲料から生じる包装廃棄物に関する、環境的に安全な収集・リサイクル・回収システムのために適切な政策手段とインフラを段階的に導入できる。

廃棄物の埋立て（指令1999/31/EC）に関し、移行措置には3カ国の特別な状況が反映されている。

- 危険廃棄物の埋立てに十分な処理能力を構築するため、ラトビアは2004年末までこの要件を免除される（これはアスベストの処分に関する要件（指令87/217/EEC）も対象とされる）。ラトビアは移行措置期間中、危険廃棄物を一時的に保管する認可制度を設けなければならない。
- エストニアではオイルシェール業界から発生する危険廃棄物の量が多いため、2009年末までにこの要件を徐々に導入する必要がある。
- 現在、ポーランドではほとんど全ての都市ゴミが埋め立てられており、EU基準に準拠していない例が多いため、完全実施は2012年末までに達成される予定である（現加盟国については2009年）。

これら3つのケース全てにおいて、加盟時点から廃棄物枠組み指令（75/442/EECと91/689/EEC）に基づく総合的要件が適用される。

廃棄物の「投棄」を回避するために、廃棄物の輸送（規則（EEC）259/93）に関し、「グリーンリスト」廃棄物輸送の通知を含む特定措置が定義され、そこでは廃棄物の処理に関係する移行措置についての合意がなされている。所管官庁は廃棄物処分のための輸送に関する手続きに従い、廃棄物の輸送に異議を唱えることができる。これは当該国がEU基準を満たさない限り、廃棄物処理に関係す

る移行措置を認められる全ての国に適用される。それに加え、発生する包装廃棄物の回収とリサイクルに必要な処理能力を確立する時間を与えるために、ポーランドには回収が必要となる特定廃棄物は輸入されないものとする。

水質

全ての新規加盟国は、都市排水（指令91/271/EEC）のための下水道並びに処理施設を構築するための追加期間を与えられる。合意された中間目標では、影響を受けやすい地域での処理（三次処理）と大規模な集積が優先されている。合意された期間によっては2015年末まで、指令の採択時点からの現加盟国に関する実施スケジュールを反映している。

飲用水（指令98/83/EC）の水質については、エストニア（2013年末）、ラトビア（2015年末）、マルタ（2005年末）との間で、厳しく制限されたパラメータの移行措置についての合意がなされた。人の健康に対する潜在的危険性が考えられる場合は、指令に基づく手続きが適用される（たとえば公衆への情報提供、供給中断など）。

水生環境への一定の危険物質放出（指令76/464/EECなど）が、スロバキアでは2006年末まで、マルタでは2007年3月まで、ポーランドでは2007年末まで、許可されている。環境への影響を軽減するため、それらの放出については加盟前に許可書が発給される。

自然保護

マルタは野鳥に関する指令79/409/EECに従い、2008年末まで、フィンチ7種の罾猟を続けることができる。これらの鳥は罾網と呼ばれる伝統的な網によってのみ、また、飼育を目的としてのみ、捕獲できる。移行期間中に、飼育繁殖システムを確立する。これにより、アキ・コミュニテールに従いつつ、これ

らの鳥を鳥類飼育場や鳥かごの中で飼い続けることができる。鳥に関する指令について、他の全ての要素は、加盟時点で適用される。

エストニアに対し、生息地指令(92/43/EC)に従うリンクス(ヤマネコ)の厳格な保護に関して地理的例外が認められた。2009年5月までに、欧州委員会はこの例外のさらなる適用に関して報告する。理事会は欧州委員会の再検討に基づいて、例外についての再検討を加え、さらなる適用を終了する決定を下すことができる。

新規加盟国の生物多様性を考慮に入れるために、技術的調整という方法を使い、生息地と野生動植物のリストが改定された。これらの修正は欧州における保護状態に左右され、様々な保護レベルと関係する。同じ原則に従い、野鳥に関する指令の付記の見直しも行われた。それに加え、種は学名でのみ掲載されるようになった。

工業汚染と危険性管理

大型燃焼施設(指令2001/80/EC)に関し、限られた数の、特にリストアップされた「新規」施設(1987年以降に運用を開始した施設)からの排出は、ハンガリーでは2004年末までに、マルタでは2005年末までに、チェコとスロバキアでは2007年末までに、アキ・コミュニテールの要件に完全に適合するようになる。同様に、1987年よりも前の施設のうち限られた施設には追加期間が与えられ、ポーランド(煤塵については2017年末まで)、エストニア、リトアニアでは2015年末までとされた。これらの施設に関し、指令に従う要件は2008年初頭から加盟国に適用される(煤塵については2016年初頭)。2008年から2015年までの中間目標が設定されている。キプロスについては、特定の排出上限値についての合意がなされた。各加盟国に対する指令で設定された全体的排出削減目標の技術的調整は、最新排出データに基づいて行われている。

総合汚染防止並びに規制(指令96/61/EC)に関しては、ラトビア(2010年末)、ポーランド(2010年末)、スロベニア(2011年末)、スロバキア(2011年末)(現加盟国は2007年10月)において、特にリストに掲載された施設がまだ「利用可能な最善の技術」に準拠しない。ただし、これらの施設に対し、2007年10月までに完全に統合化された許可書を発給する必要がある。これらの移行措置は1997年以前の施設(いわゆる「既存」施設)に適用される。それよりも新しい施設は全て加盟時点で準拠しなければならない。

スロバキアのゴミ焼却炉の中で、特にリストに掲載されたゴミ焼却炉は、2006年末までに指令2000/76/ECに準拠する。ハンガリーはこの指令に準拠する。ただし、それに先立つ指令(94/67/EC)に基づく2005年6月までの移行措置についての合意がなされている。これは、既存の焼却炉が指令2000/76/ECに準拠しなければならない期日である。

新規加盟国に対し、各国の排出上限値(指令2001/81/EC)が設定された。これらの上限値は、指令に従い計画される2004年の再検討には抵触しない。

化学物質と遺伝子組み換え生物

オゾン層を破壊する物質(規制(EC)2037/2000)に関しては、現加盟国によって使われない割当量の残りを考慮に入れ、規制物質を市場に出す生産者と輸入業者に対する総量制限が補正された。

原子力安全性と放射線からの保護

放射線機器に関する特定要件(医療暴露に関する電離放射線からの健康保護に関する指令97/43/ユーラトム)は、医療診断の不必要な中断を避けるために、ラトビアに対しては2005年末まで、ポーランドに対しては2006年末まで適用されない。

.....

第23章：消費者保護・保健衛生

移行措置は特になし。

第24章：司法・内務協力

この章の下では移行措置は要求されなかった。司法と内務の分野におけるアキ・コミュニテールは、加盟時点より実施されるが、シェンゲン・アキの一部については除外される。これは域内国境検問の廃止が加盟時点で行われるのではなく、後日、欧州理事会による個別の決定に従い行われるためである。これは、シェンゲン協定への過去の加入の際にもとられた手続きである。

この目的において、シェンゲン・アキは2つの部分に分かれている。規定の大半は加盟時点で適用しなければならず(カテゴリーI)、域内国境検問の廃止と密接に関連する規定のみがそのままの状態に残され(カテゴリーII)、それらは域内国境検問の廃止と同時に実施される。この最終段階に達する前に、各新規加盟国について詳細な評価プロセスが実施され、法律、組織、業務、実践、技術に関する全ての前提条件、特にシェンゲン情報システムへのアクセスと効果的な域外国境検問に関する要件を満たしているかどうかを確認する。

全ての新規加盟国がシェンゲン行動計画を立案し、シェンゲン・アキによる派生的影響を完全に認識していることを実証し、その規定の導入に関する確かなスケジュールを提示した。欧州委員会はこれらの計画の実施を定期的に監視する。

加盟条約には、民事・刑事問題での司法協力に関するセーフガード条項が盛り込まれている(31章を参照)。

第25章：関税同盟

全ての新規加盟国が、11に分かれた関税地域(EU15+10)から1つの拡大された関税

地域(EU25)に移行する結果として生じる状況を技術的に解決するための平等措置の恩恵を受けることができる。加盟時点でEU関税地域が拡大される結果として、1つの関税地域(ある国)で輸入手続きが行われ、別の関税地域(別の国)で輸出されるような商品に対し適用出来る技術的な解決策を提供することが必要となる。これらの取り決めは特に以下に関し適用される。

拡大共同体内で、物品が「自由流通」(関税が適用されない)に相当する地位を持つものとして扱われる状況

以前から存在した取り決め(原産地証明書の受領、手続きの簡略化、通関手続き後の確認)により生じる規定に基づく特惠関税扱いの適用

一定の経済体制(税関倉庫、域内処理、通関処理、一時的輸入並びに域外処理)を取りやめた時点で適用可能な規定

拡大共同体において適用される条件を、加盟前の新規加盟国に対して適用することが技術的に不可能な場合、域内処理、通関処理、域外処理に対して発給された許可を、加盟後最大12ヵ月間、引き続き有効にすること。

請求書への登録と通関後の回収

関税の払戻しと免除

一定の繊維製品をマルタに輸入することに関し、EUは2008年8月31日までの移行措置を認めた。これにより、マルタはEU共通関税率(CCT)よりも低い関税率で輸入することができるが、年間最大割当量の範囲内で、徐々に関税率を引き上げるための実施スケジュールが定められている。最終利用に関する既存のアキ・コミュニテールの規定に基づき、全ての素材はマルタの領土内で使用される。

合金でないアルミニウムをハンガリーに輸入することに関し、EUは2007年4月30日までの移行措置を認めた。これにより、ハンガ

リーはCCTよりも低い関税率で輸入することができるが、徐々に関税率を引き上げ、輸入量を徐々に減らすための実施スケジュールが定められている。最終利用に関する既存のアキ・コミュニテールの規定に基づき、当該製品の最終消費または加工は、ハンガリーの領土内で行われる。

第26章：対外関係

新規加盟国は、中欧自由貿易協定(CEFTA)を含む第三国との自由貿易協定から脱退する義務を負わされており、その義務は加盟日から発生することに注意する必要がある。1カ国以上の新規加盟国と1カ国以上の第三国との間の協定が、EU加盟によって生じる義務と一致しない場合、その範囲について、新規加盟国は調整または終了のいずれかにより、明らかになった不適合を排除するために適切なあらゆる対策を講じる必要がある。

第27章：共通外交安全保障政策

移行措置は特になし。

第28章：財政規律

移行措置は特になし。

第29章：財務・予算規定

基本原則

新規加盟国との間でなされた合意は、財務並びに予算規定の分野におけるアキ・コミュニテールがそれらの国々によって受入れられるという原則に基づいている。これは加盟以

降、EU予算の資金調達に全面的に参加することを意味する。新規加盟国に有利になるよう、次のような取り決めについての合意がなされた。

自己資金支払2004

2004年5月1日に予定される加盟日のために、新規加盟国がEU予算に拠出する額を計算する基礎が適宜補正されることを保証する特別な技術規定が加盟条約に盛り込まれた。

臨時予算補償金

EUはチェコ、キプロス、マルタ、スロベニアに対し、それらの国が加盟前援助の対象国として2003年以前に得ていた有利な立場と比べ、EU予算に対する純予算収支の悪化を経験しないようにするという目的で、2004年から2006年までの間、一時的な予算補償を認める。2004年から2006年の金額は、チェコに対して3億8,900万ユーロ、キプロスに対して3億ユーロ、マルタに対して1億6,600万ユーロ、スロベニアに対して1億3,100万ユーロである(1999年の数字で表示)。

特別臨時キャッシュフロー・ファシリティ

EUは2004年から2006年の期間、新規加盟10カ国の全てに対し、予算上の立場を改善するために、特別臨時キャッシュフロー・ファシリティ(総額24億ユーロ)から資金を提供する。2004年から2006年の期間の金額は次の通りである。

表4 2004年から2006年の特別臨時キャッシュフロー・ファシリティ

(単位：百万ユーロ、1999年のユーロ価)

キプロス	チェコ共和国	エストニア	ハンガリー	ポーランド	スロベニア	リトアニア	ラトビア	スロバキア	マルタ
38	358	22	211	1,443	101	47	26	86	66

この金額には、通常ポーランドとチェコに対して提供される通常の構造基金レベルからの減額分、すなわち、ポーランドの場合は10億ユーロ、チェコの場合は1億ユーロの金額も含まれている。

財政的措置を伴うその他のファシリティ

財政的措置を伴うファシリティについて他にも何件かの合意がなされた（シェンゲン・ファシリティ、機関整備のための移行ファシリティなど）。これらについては31章で取り上げる。

第30章：機構

拡大を成功に導くための鍵を握る要素の一つは、新規加盟国がEU機構の中で、2004年5月1日から有効かつ公正な代表権を得た上で、EU機構に統合されることである。機構に関する第30章では、条約または副次的法律に従い設置される機関並びに団体の構成と機能を取り上げる。

EUが効果的に運営され、意志決定能力を維持し続けるために、拡大に向けて各機関がどのように準備するかということの根本的問題については、ニース条約とそれに付属する議定書並びに宣言で取り上げられ、それらが加盟条約における関連規定の基礎を形成している。

一部の分野では、短期的取り決めによって新体制への円滑な移行が確実なものとなり、欧州理事会議決方式と新欧州委員会への移行が2005年1月から2004年11月に繰り上げられた。

欧州議会

2004年5月の加盟から、2004年6月に実施される欧州議会選挙後の新議会編成までの2～3ヵ月間、新規加盟国は自国議会が指名した規定人数の代議員を代表とする。

2004年から2009年を任期とする新議会の議

席数は732議席で、これらの議席数はニース条約に従った割当と、ブルガリアとルーマニアが未加盟であることにより生じる50議席を比例再配分することで構成される。チェコとハンガリーの両国は、同規模人口数の現加盟国と等しい議席数割当を確保するために、この50議席の枠内で、それぞれ5議席の追加を与えられた（表5参照）。

欧州理事会

2004年5月1日から10月31日までの期間について、新規加盟国を含めるために現行議決方式が継続される。最低必要得票数は124票中88票に設定された（表5参照）。

2004年11月1日以降は、ニース条約で定められた原則に基づく再検討済みの持ち表数方式が適用される。欧州理事会の決議の採択には、321票中最低232票の賛成が必要であると規定されている。さらに、加盟国は当該232票がEU総人口の少なくとも62%を代表するものであるかどうかの確認を要求することができる（表5を参照）。

欧州委員会

2004年5月1日以降、欧州理事会によって各新規加盟国から1名ずつの委員が指名され、その10名の新委員が、現行欧州委員会に加わる。2004年6月の欧州議会選挙後、新議会が2004年11月1日からの新欧州委員会の新委員長と、新委員の指名を承認する。

その他の問題

欧州司法裁判所と第一審裁判所の判事の人数が10名から25名に増員される。法務官の人数は、裁判所の要請によってのみ増員されることができる。

条約または副次的法律によって設置された他の機関、組織、団体、委員会、当局に関して、新規加盟国は既存の適用可能な規則に従い、適切な代表権を得るものとする。

表5 欧州議会議席数と理事会持ち票数

加盟国	欧州議会議席数 2004年～2009年	欧州理事会持ち票数 5月1日～2004年10月31日	欧州理事会持ち票数 2004年11月1日～
ドイツ	99	10	29
英国	78	10	29
フランス	78	10	29
イタリア	78	10	29
スペイン	54	8	27
ポーランド	54	8	27
オランダ	27	5	13
ギリシャ	24	5	12
チェコ	24	5	12
ベルギー	24	5	12
ハンガリー	24	5	12
ポルトガル	24	5	12
スウェーデン	19	4	10
オーストリア	18	4	10
スロバキア	14	3	7
デンマーク	14	3	7
フィンランド	14	3	7
アイルランド	13	3	7
リトアニア	13	3	7
ラトビア	9	3	4
スロベニア	7	3	4
エストニア	6	3	4
キプロス	6	2	4
ルクセンブルク	6	2	4
マルタ	5	2	3
EU合計	732	124	321

EUの公式言語に、チェコ語、エストニア語、ラトビア語、リトアニア語、ハンガリー語、マルタ語、ポーランド語、スロベニア語、スロバキア語という9つの追加公式言語が加えられる。

第31章：その他

欧州開発基金（EDF）

新規加盟国は、2004年に交渉される新財政議定書でEDFに加盟し、2005年からEDFへ拠出する。

石炭鉄鋼研究基金（RFCS）

新規加盟国はRFCSに参加する。新規加盟国の拠出金は、現加盟国に対して適用される方法論に基づき、各国における石炭鉄鋼部門の重要性に比例して見積もられる。したがって、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、ラトビア、エストニアは2006年から拠出を開始する。エストニアについては、オイルシェール生産量に基づいて拠出金が見積もられる。

.....

欧州中央銀行（ECB）

ECBの払込出資金（50億ユーロ）とECB外貨準備（500億ユーロ）の上限は、拡大に伴い増額される。それに従い、欧州中央銀行制度並びに欧州中央銀行の定款に関する欧州共同体設立（EC）条約議定書（No18）に、その増額を計算するための原則に関する新たな1条が導入される。EU加盟にあたり、新規加盟国は約5億6,000万ユーロの総資本配分の一部（現時点では5%に固定）のみを支払う。さらに後の段階で、ユーロシステムへの加入にあたり、残額を支払わなければならない。外貨準備への拠出も、ユーロへの参加時点で繰り入れられるが、この場合、当該新規加盟国はそれに相当する価値のユーロを請求する権利を持つ。

欧州投資銀行（EIB）

各新規加盟国は理事会に代表を送る。過去の拡大の場合と同様に、欧州投資銀行の定款改正に関する議定書についての合意がなされた。各新規加盟国によって支払われるべき払込出資金と、理事会の編成及び機能に関し、定款の修正が行われた。移行措置として、拠出金は2004年9月から2009年3月の間に8回に分割して支払われるものとする。

セーフガード条項

加盟条約には3件のセーフガード条項が盛り込まれている。前回の加盟条約に盛り込まれたものをひな型とした総合経済条項、域内市場に特定したセーフガード条項、司法内務協力（JHA）に特定したセーフガード条項である。総合経済セーフガード条項は、新旧双方の加盟国における任意領域の経済または経済状況を対象とする。域内市場セーフガード条項は、国境を越えて影響力を持つ経済活動に関係する政策全てを対象とする。JHAセーフガード条項は、刑事と民事の分野における相互承認を対象とする。域内市場とJHAのセ

ーフガード条項は双方とも、新規加盟国に対してのみ適用できる。セーフガード措置は以上の条項に従い、加盟後3年間の経過するまで講じることができるが、この期間後も効力を持つことがある。ただし、いかなるセーフガード措置も、厳密に必要な期間以上に維持することはできず、適用範囲と期間において釣合いの取れたものでなければならない。

新規加盟国における加盟準備基金の実施と管理

加盟条約の1条で、3種類の加盟準備基金、PHARE（及びそれに関連するもの）、ISPA、SAPARDの加盟後の実施に関する規則を定めている。

加盟後の新規加盟国のための機構設置を目的とする移行ファシリティの創設

加盟条約の1条で、行政能力のさらなる発展と強化、及びベスト・プラクティスに関する意見交換の進展と育成を目的として、新規加盟国を支援するための移行ファシリティに関する法的基盤を定めている。見込金額は総額3億8,000万ユーロ。内訳は2004年が2億ユーロ、2005年が1億2,000万ユーロ、2006年が6,000万ユーロである。

暫定期間に関する取り決め

暫定期間はいわゆる「締切日」（2002年11月1日）から加盟日までの間の期間である。この期間中に採択された新しいアキ・コミュニテールについては、加盟交渉と加盟条約いずれの対象にもならない。だが同時に、新規加盟国はこの期間にはまだ加盟国ではない。したがって、新規加盟国に関係する特別な取り決めが必要である。

この取り決め（EUと将来の各新規加盟国との間で交わされる書簡の形を取る）の主要要素は、「情報と協議の手続き」と「積極的オブザーバーという位置づけ」である。

シェンゲン・ファシリティ

2004年から2006年の期間、シェンゲン・アキと域外境界検問を実施するための対策資金として、新規加盟国を受益者とする臨時基金が設けられる。合意された総額は8億5,830万ユーロ。内訳はポーランド2億8,000万ユーロ、ハンガリー1億4,780万ユーロ、リトアニア1億3,570万ユーロ、スロベニア1億690万ユーロ、ラトビア7,110万ユーロ、エストニア6,870万ユーロ、スロバキア4,780万ユーロである。

2004年1月1日に始まる支出に関する新規加盟国の適格性

構造基金、一部のEAGGF基金、域内政策という予算項目内の支出に関し、新規加盟国は2004年1月1日から資格を持つという原則は、加盟条約に正式に記されている。これは加盟準備基金と上記EU予算項目の間の移行に関する締切日が2003年末であることを意味する。新規加盟国は2004年予算実施全体に関し、現加盟国と同じ扱いを受ける。ただし、当該新規加盟国の加盟が実行されるまでは、この趣旨での2004年予算からの財政的コミットメントを行うことはできない。

カーニングラード議定書並びに宣言（リトアニア）

カーニングラード通行体制に関するEUとロシアとの取り決めをリトアニアが受け入れ、実施できるようにするために、当該新規加盟国に対する法的並びに財政的保証が、加盟条約の議定書並びに宣言に記録されている。これらの保証を明記するために、議定書では、加盟条約調印に先立って採択すべき、通行に関する新たな規則に言及している。

キプロスに関する規定

コペンハーゲン欧州理事会の結論において指摘されたように、2003年2月28日までにキ

プロス南北問題が包括的和解に達するよう、国連事務総長によって行われた調停作業の成果を反映するか、またはそのような和解が存在しないことを反映する、キプロス関係の規定を、加盟条約の議定書に盛り込む必要がある。以下に引用するコペンハーゲン欧州理事会結論の11項または12項のいずれかに基づく適切な文章が、2月28日以降速やかに送付される。

11. EUはEUの基盤原則に沿った加盟条約中の和解条件を進んで受け入れる意志を想起する。和解が行われた場合、欧州理事会は欧州委員会の提案に基づき全会一致で、キプロスのトルコ系社会に関する、同国のEU加盟条件の調整を決定するものとする。
12. 欧州理事会は和解が存在しないことを考慮し、欧州委員会の提案に基づき欧州理事会が全会一致でそれ以外の決定を下すまで、同島北部に対するアキ・コムニテルの適用を延期することを決定した。

英国統治基地領域に関する議定書

加盟条約の議定書で、キプロス内の英国統治基地領域（SBA）の件を扱っている。SBAは同島の3%を占め、キプロスとの間に通行自由な国境を持つ。この議定書は、SBA内に居住または労働するキプロス国民の利益を守ることを目的とする。このため、SBAと島の残りの部分との間の通行自由な国境は維持される。

イグナリナ原子力発電所（リトアニア）

イグナリナ議定書は次の主要項目から成る。

拡大共同体内2005年よりも前にイグナリナ原子力発電所1号機を、そして遅くとも2009年12月31日までに2号機を閉鎖するというリトアニアの公約。

拡大共同体内2004年から2006年の期間に

2億8,500万ユーロの財政援助を行い、2006年以降も共同体からの十分な追加援助を提供するというEUの公約。

拡大共同体内加盟時点でのイグナリナ・プログラムの設置と、2006年以降の円滑な継続。このプログラムの適用範囲により、廃炉と閉鎖及び廃炉の結果として生じることへの取り組みが可能になる。

拡大共同体内エネルギー供給に混乱が起きた場合、2012年末まで継続する総合経済セーフガード条項（前述）に言及したセーフガード条項。

ボフニツェV1原子力発電所（スロバキア）

ボフニツェ議定書には、2006年12月31日までにボフニツェV1原子力発電所1号機を、そして遅くとも2008年12月31日までに2号機を閉鎖するというスロバキアの公約が盛り込まれている。

2004年から2006年の期間、EUはスロバキアに9,000万ユーロの財政援助を提供する。廃炉のためのプロセスが2006年以降も続くこと、そしてその作業がスロバキアにとって、かなりの財政負担になることをEUは認めている。2006年以降、この分野でのEU援助を継続するかどうかを決定する際には、この状況を考慮に入れる。

テメリン原子力発電所に関するチェコとオーストリアとの二国間協定

チェコとオーストリアの共同宣言中に、「チェコとオーストリアは、2001年11月29日に相互採択した『メルク・プロセスの結論と2001年11月29日のフォローアップ』に基づく二国間義務を果たす」ことが記録されている。

墮胎に関する議定書（マルタ）

加盟条約の議定書で、条約中のいかなる要素も、マルタ領土内での墮胎に関する国内法の適用に影響を与えないことを提示している。

ゴゾ島に関するマルタによる宣言

マルタは加盟条約に対する宣言の中で、マルタ全体としては地域政策の特定措置を受ける資格がなくなった場合も、ゴゾ島の特定の経済状況により、ゴゾ島がそれらの措置を受ける資格を維持することが正当化されるかどうかを、欧州委員会から欧州理事会に対する報告書で評価するよう要求している。

中立性に関するマルタによる宣言

マルタは加盟条約に対する宣言の中で、EU共通外交・安全保障政策への参加は、マルタの中立性と抵触しないことを提示している。

加盟条約に対する宣言

加盟条約に対する宣言のリストを以下に挙げる。

1. 共同宣言：一つの欧州（欧州理事会、2002年12月12～13日、コペンハーゲン）
2. 欧州共同体司法裁判所に関する共同宣言
3. エストニアのヒグマ狩猟に関する共同宣言
4. テメリン原子力発電所二国間協定に関するチェコとオーストリアによる宣言
5. 農村開発に関する宣言
6. 労働者の自由移動に関する宣言：チェコ
7. 労働者の自由移動に関する宣言：エストニア
8. オイルシェール、域内電力市場、域内電力市場共通規則に関する1996年12月19日の欧州議会と欧州理事会の指令96/92/EC（電力指令）に関する宣言：エストニア
9. スヴァールバル海域におけるエストニアとリトアニアの漁業活動に関する宣言
10. 労働者の自由移動に関する宣言：ラトビア
11. 労働者の自由移動に関する宣言：リトアニア
12. カリーニングラード地域とロシア連邦の

Report 6

- 他の部分との間の人の陸上通過に関する宣言
13. 労働者の自由移動に関する宣言：ハンガリー
 14. 労働者の自由移動に関する宣言：マルタ
 15. 労働者の自由移動に関する宣言：ポーランド
 16. 労働者の自由移動に関する宣言：スロベニア
 17. スロベニア国内の欧州横断鉄道網の開発に関する宣言
 18. 労働者の自由移動に関する宣言：スロバキア
 19. 労働者の自由移動に関するドイツとオーストリアによる宣言：チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロベニア、スロバキア
 20. 原子力安全性の監視に関するドイツとオーストリアによる宣言
 21. 総合共同宣言
 22. 共同宣言：チェコ、エストニア、リトアニア、ポーランド、スロベニア、スロバキア
 23. 加盟法第 24 条に関するハンガリーとスロベニアによる宣言
 24. 運輸政策に関するチェコによる宣言
 25. 労働者に関するチェコによる宣言
 26. EU条約第35条に関するチェコによる宣言
 27. 鉄鋼に関するエストニアによる宣言
 28. 漁業に関するエストニアによる宣言
 29. 北東大西洋漁業委員会（NEAFC）に関するエストニアによる宣言
 30. 食品安全性に関するエストニアによる宣言
 31. 欧州理事会投票権の重み付けに関するラトビアによる宣言
 32. 漁業に関するラトビアによる宣言
 33. 共同体商標に関する1993年12月20日の欧州理事会規則（EC）No 40/94第142a条に関するラトビアによる宣言
 34. 北東大西洋漁業委員会の規制海域内でのリトアニアの漁業活動に関するリトアニアによる宣言
 35. 中立性に関するマルタによる宣言
 36. ゴゾ島地域に関するマルタによる宣言
 37. VATゼロ維持に関するマルタによる宣言
 38. ポーランド産果実の一部の競争力に関するポーランドによる宣言
 39. 公衆道徳に関するポーランドの宣言
 40. 指令2001/81/ECと指令2001/83/ECに規定された要件に対する特例の解釈に関するポーランド政府の宣言
 41. スロベニアの将来の地域分割に関する宣言
 42. スロベニア固有のハチ *Apis mellifera Carnica* (kransjska cebela) に関する宣言
 43. 総合経済セーフガード条項、域内市場セーフガード条項、司法・内務セーフガード条項に関する欧州委員会による宣言
 44. ラトビアとの加盟協議の終結に対する欧州委員会による宣言

(田中 晋)